

四月二十八日、地域主権改革関連三法（地域の自主性及び自立性を高める改革推進を図るための法律」、「国と地方の協議の場に関する法律」及び今回提案された「地方自治法の一部を改正する法律」を総称した呼称）が成立し、五月二日に公布され、一部を除いて、即日施行された。

地方公共団体の自主性及び自立性を高めるといふこと自体に対する反対論はほとんど聞かれず、自由民主党政権の下においても、平成五年六月には衆議院、参議院における「地方分権の推進に関する決議」がなされ、同七年五月には地方分権推進法が、同一年七月には地方分権一括法が、同一年八月には地方分権改革推進法が、それぞれ制定されていたにもかかわらず、民主党政権が地方分権に代わって地域主権という言葉を使用しているのが納得できないなどのことから、同二二年三月に国会に提出された地域主権改革関連三法は成立の目処がたないままになつていた。東日本大震災への対応策の影響があつたのかどうかは定かでないが、民主党が自由民主党などの批判を入れ、地域主権の語を削除

することに応じたために、衆議院で必要な修正が加えられたうえで、両院とも与野党の賛成多数で可決したとのことである。

地方公共団体の関係者には、国による義務付け・枠付けの見直しは不十分であり、国と地方の協議の場の位置づけや権限が不明確だなどとの不満は残るもの、国がようやく具体的な一歩を踏み出したものとして評価する向きが多いようだ。他方、

国会の議決が満場一致とならなかつたのは、国と地方の関係に関する理念の違いのほか、国による義務付け・枠付けの見直しによる従来基準の低下に対する危惧、議法定数の上限廃止や行政機関等の共同設置によつて住民自治が弱体化することへの危惧などからの反対があつたためのものである。特に、関係省庁との苦勞を重ねた折衝

記\*月\*士\*護\*弁\*続

6

## 分権の中身

橋本 勇

の末に法令上の基準とすることに成功した福祉分野などの関係者にあつては、せっかく獲得したものが無くなるのではないかと危惧が強いようだ。

ところで、地方分権というのは、結局のところ、公が処理するべき事務や事業を担当する主体として国以外

のものか、認めるか否か、認めるとして、その主体はいかなる地理的な範囲を基礎とし、いかなる分野を所掌するのが適当かということである。強力な中央集権体制の確立を目指した明治政府は、

全国を府と県に区分し、政府の任命による知事と県令を置いて、統一的な指揮命令系統を確立した。現在の市町村レベルにおけるものとしては、富国強兵の実現のために必須の戸籍を整備するために全国を六、七四八の区に区分しただけで、それ以外の制度は設けなかつた。

現在の地方自治制度は、その後の

国会開設、憲法制定、大正デモクラシー、第二次大戦の敗戦による連合国の強力な指導などを経てできあがつたものであるが、この間、明治の一時を除いて、何のための地方自治かということが真剣に議論されたことがあるように思われない。憲法に地方自治の章を設けることは連合国のイニシヤティブによるものであつたが、その真意は、戦前の上意下達の統治システムを廃し、地方公共団体が中央政府の意思決定に異を唱えることができるようにすることにあつたと言われている。

地方分権あるいは地域主権を推進すべきであるという議論をする者は多いが、その一方において、住民（国民）の間には、地方公共団体間における行政サービスの格差に対する不満も多い。また、地方行政関係者に自由に使える財源が沢山欲しいと主張する者が多いのに対して、地方分権による国全体の財政支出の削減を目指す者も少なくないように思われる。何を実現するための地方分権なのか、じっくりと考えることが必要なように思う。

（弁護士）